

(別添 2)

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）の一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

	改 正 後	現 行
第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領	第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領	第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領
2. 指定自動車整備事業の指定基準	2. 指定自動車整備事業の指定基準	2. 指定自動車整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱要領
(1) 設備、技術及び管理組織	(1) 設備、技術及び管理組織	(1) 設備、技術及び管理組織
法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのi及びvについては、別添2により判定すること。	法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのi及びvについては、別添2により判定すること。	法第94条の2に基づく設備（自動車の検査の設備を除く。）、技術及び管理組織は、次のアからクまでの基準により判定すること。この場合において、イのi及びv、ウのv、カ、キのi及びvについては、別添2により判定すること。
カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）による自動車整備士（以下「整備士」という。）を相当数有し、その種類別員数の均衡がどれていることについては、整備士の數及びその工具中に占める割合（別添2により判定）。	カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）による自動車整備士（以下「整備士」という。）を相当数有し、その種類別員数の均衡がどれていることについては、整備士の數及びその工具中に占める割合（別添2により判定）。	カ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。以下「技能検定規則」という。）による自動車整備士を相当数有し、その種類別員数の均衡がどれていることについては、自動車整備士の數及びその工具中に占める割合（別添2により判定）。
別添1	別添1	別添1
自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類	自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類	自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類
I. 自動車分解整備事業関係	I. 自動車分解整備事業関係	I. 自動車分解整備事業関係
1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。（法第79条第1項、第2項及び第3項）	1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。（法第79条第1項、第2項及び第3項）	1. 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同法第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。（法第79条第1項、第2項及び第3項）
(2) 添付書面	(2) 添付書面	(2) 添付書面
⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面	⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面	⑤ 法第80条第1項第1号の国土交通省令で定める設備及び従業員の基準に適合するものであることを証する次の事項を記載した書面
ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第5号及び第6号）	ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第5号及び第6号）	ii 従業員に係る事項（施行規則第57条第1項第5号及び第6号）
検定規則の規定による一般、二級又は三級の整備士の技能検定に合格していいる者の種類別の數及び分解整備に從事する従業員の數	検定規則の規定による一般、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格していいる者の種類別の數及び分解整備に從事する従業員の數	技能検定規則の規定による一般、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格していいる者の種類別の數及び分解整備に從事する従業員の數
3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりと	3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりと	3. 整備主任者の選任等に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりと

する。(施行規則第62条の2の2第2項)

(2) 添付書面

整備主任者の選任の届出の場合には、整備士の技能検定の合格証書の写し、
整備士の技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の
写し等施行規則第62条の2の2第5項に基づく一級又は二級の整備士の技能檢
定に合格していることを証する書面

II. 指定自動車整備事業者関係

1. 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則
第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第
1項及び第2項)

(1) 記載事項

⑩ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けてい
ない者にあっては、次の事項

iv 検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格し
ている者の種類別の数及び分解整備に従事する従業員の数

別添2

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工具数	4人以上 ただし、対象自動車の 種類に車両総重量8ト ン以上、最大積載量5 トン以上又は乗車定員 30人以上の車両を含 む場合には、5人以上	5人以上
1-2	整備士数	2人以上 自動車工のうち整備士(自 動車タイヤ整備士、自動車 電気装置整備士及び自動車 車体整備士を除く。)の数	2人以上 自動車工のうち整備士数
1-3	整備士保有率	1/3以上 自動車工の数に対する整備 士数の割合	1/3以上 自動車工の数に対する整備 士数の割合

(2) 添付書面
整備主任者の選任の届出の場合には、自動車整備士技能検定の合格証書の写し、
自動車整備士技能検定の合格証明書又は同証明書の写し、自動車整備技能者手帳の
写し等施行規則第62条の2の2第3項に基づく一級又は二級の自動車
整備士の技能検定に合格していることを証する書面

II. 指定自動車整備事業者関係

1. 指定規則第1条第1項に基づく指定に係る申請書の記載事項及び指定規則
第1条第2項に基づく添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第
1項及び第2項)

(1) 記載事項

⑩ 優良自動車整備事業者の認定(特殊整備工場の認定を除く。)を受けてい
ない者にあっては、次の事項

iv 検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格し
ている者の種類別の数及び分解整備に従事する従業員の数

別添2

指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工具数	4人以上 ただし、対象自動車の 種類に車両総重量8ト ン以上、最大積載量5 トン以上又は乗車定員 30人以上の車両を含 む場合には、5人以上	5人以上
1-2	整備士数	2人以上 自動車工のうち整備士(自 動車タイヤ整備士、自動車 電気装置整備士及び自動車 車体整備士を除く。)の数	2人以上 自動車工のうち整備士数
1-3	整備士保有率	1/3以上 自動車工の数に対する整備 士数の割合	1/3以上 自動車工の数に対する整備 士数の割合

1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行なうための作業場とする。	1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行なうための作業場とする。									
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場	1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場									
1-6	車両置場	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場面積	1-6	車両置場	a × 0.3 以上	屋内、屋外を問わない。 aは当該事業場の屋内現車作業場面積	1-7	完成検査場	◎	屋内	1-8	シャシ・ルブリケータ	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要	
1-8	シャシ・ルブリケータ	○	二輪の自動車のみを対象とする場合は不要	1-9	オイル・ベクトボンプ	○	オイル・ベクトボンプ	1-10	ホイール・バランス	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要	1-11	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)。	
1-9	オイル・ベクトボンプ	○	大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要	1-12	ラジエータ・キャップ・テスター	○	ラジエータ・キャップ・テスター	1-13	ギュレータ・テスター	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要	1-14	コンデンサ・テスター	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要	
1-10	ホイール・バランス	○	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)。	1-15	コイル・テスター	○	コイル・テスター	1-16	電子計測機器	○	同上	1-17	検車装置	○	オシロスコープ等	
1-11	フリー・ローラ	△	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)。	1-12	ラジエータ・キャップ・テスター	○	ラジエータ・キャップ・テスター	1-13	ギュレータ・テスター	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要	1-14	コンデンサ・テスター	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要	
1-12	ラジエータ・キャップ・テスター	○	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)。	1-15	コイル・テスター	○	コイル・テスター	1-16	電子計測機器	○	同上	1-17	検車装置	○	オシロスコープ等	
1-13	ギュレータ・テスター	○	四輪の自動車を対象とする場合に限る(可搬式のものであっても可)。	1-17	検車装置	○	検車台、ピット、リフト等									
1-14	コンデンサ・テスター	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要													
1-15	コイル・テスター	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要													
1-16	電子計測機器	△	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要													
1-17	検車装置	○	自家用であつてジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要													

- (注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。
 2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していないことを示す。
 3. △印は、保有することが望ましいことを示す。
 4. 当該事業場に設置されたサーチット・テスターがレギュレーター・テスター、コンデンサ・テスター及びコイル・テスターの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

2. 要員関係の基準の解釈
 2-5 檢査工
 檢査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない
2. 要員関係の基準の解釈
 2-5 檢査工
 檢査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならぬ

い。ただし、次に掲げる作業を行なうことは差し支えない。

い。ただし、次に掲げる作業を行なうことは差し支えない。

点検するためには不可欠な作業	「自動車の点検及び整備に関する手引き」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び潤滑部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行なうことが合理的である軽微な交換又は補充作業	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充(交換は否) ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイヤー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換(位置交換など)
点検又は検査時に行なうことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

2-7 整備士

検定規則の規定による整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。)をいう。また、整備士の数は、自動車工の人員を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上である。

3. 作業場等の基準の解釈

3-1 屋内現車作業場

イ 検査機器を用いて行なう検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び黒煙測定器により行なう検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

点検するためには不可欠な作業	「自動車の点検及び整備に関する手引き」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	<ul style="list-style-type: none"> ・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び潤滑部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行なうことが合理的である軽微な交換又は補充作業	<ul style="list-style-type: none"> ・シャシ各部への給油脂 ・油脂液類の補充(交換は否) ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルターの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイヤー・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換(位置交換など)
点検又は検査時に行なうことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

2-7 整備士

自動車整備士技能検定規則に基づく整備士をいうが、特殊整備士は含まない。また、整備士の保有者は、自動車工の人員を3で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

3. 作業場等の基準の解釈

3-1 屋内現車作業場

イ 検査機器を用いて行なう検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び黒煙測定器により行なう検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。